



京都労働局発表
令和4年9月16日

担 当	労働基準部監督課
	課長 堀 記子
	主任地方労働基準監察監督官 高塚 知紀
	電話 075(241)3214

自動車運転者を使用する事業場に対する 令和3年の監督指導の状況を公表します

京都労働局（局長 赤松俊彦）は、管下労働基準監督署が令和3年にトラック、バス、タクシーなどの自動車運転者を使用する事業場に対して行った監督指導の状況を取りまとめた結果を公表いたします（別紙参照）。

京都労働局では、引き続き自動車運転者を使用する事業場に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努め、労働基準関係法令違反の疑いがある事業場に対しては監督指導を実施するなど、自動車運転者の適正な労働条件の確保に取り組んでまいります。

令和3年の監督指導状況の概要

監督指導実施事業場数 82件

うち 労働基準関係法令違反が認められた事業場数 69件（84.1%）

※改善基準告示違反が認められた事業場数 43件（52.4%）

※「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）」

巣ごもり需要、人員不足等の影響により、トラック運転者に係る労働基準関係法令違反及び改善基準告示違反の割合は増加した。

一方、ハイヤー・タクシーの運転者については、新型コロナウイルス感染症の影響による一時休業、時間短縮等から、労働基準関係法令違反の割合は減少した。

主な労働基準関係法令違反

①労働時間 39 件 (47.6%) ②割増賃金 25 件 (30.5%) ③休日 7 件 (8.5%)

自動車運転者を対象とした監督指導において、労働時間、割増賃金に関する法違反を顕著に認めた。

特に、トラック運転者については、以上の法違反に加え、長時間にわたる労働に関する医師の面接指導(労働安全衛生法)の違反が増加した。

主な改善基準告示違反

①最大拘束時間 28 件 (34.1%) ②総拘束時間 25 件 (30.5%)

③休息期間 21 件 (25.6%)

改善基準告示違反は、拘束時間、休息期間等が上位を占め、前年と比べるとやや増加となった。その要因として、業務過多、人員不足、運送費の低迷等が挙げられる。

令和3年の自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導の状況等

- 1 業種ごとの監督指導実施事業場数、労働基準関係法令違反数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

*表中の（ ）内は、監督事業場数に対する違反率。以下同じ。

表1

業種	事項	監督実施 事業場数	労働基準関係 法令違反事業 場数	主な違反事項		
				労働時間	休 日	割増賃金
トラック		61 (100.0%)	53 (86.9%)	32 (57.1%)	7 (12.5%)	19 (33.9%)
バス		2 (100.0%)	2 (100.0%)	1 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
ハイヤー・ タクシー		12 (100.0%)	9 (75.0%)	4 (33.3%)	0 (0.0%)	2 (16.7%)
そ の 他		7 (100.0%)	5 (71.4%)	2 (28.6%)	0 (0.0%)	4 (57.1%)
合 計		82 (100.0%)	69 (84.1%)	39 (47.6%)	7 (8.5%)	25 (30.5%)

- 2 業種ごとの改善基準告示違反事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

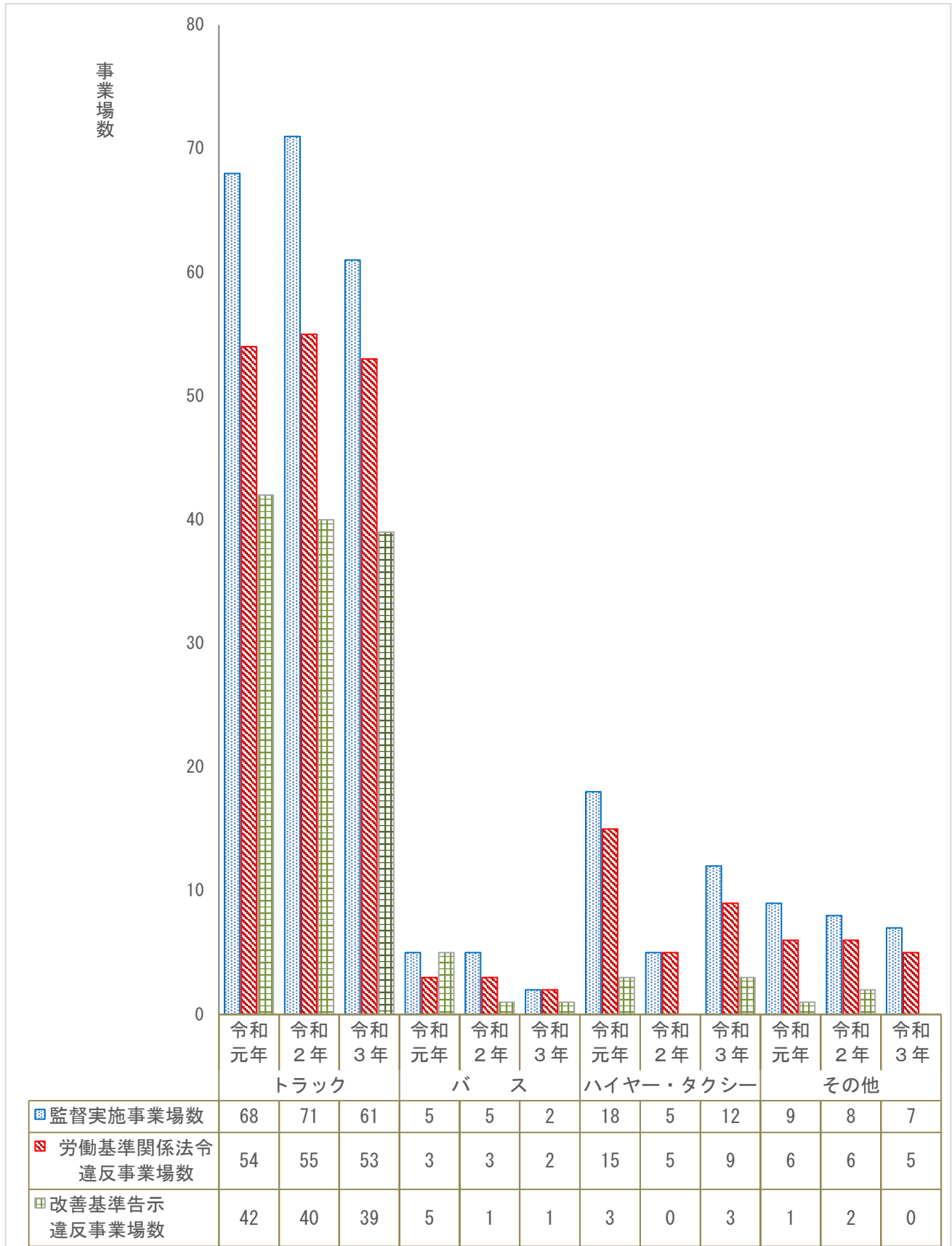
表2

業種	事項	監督実施 事業場数	改善基準 告示違反 事業場数	主な違反事項				
				総拘束 時 間	最大拘束 時 間	休息期間	最大運転 時 間	連続運転 時 間
トラック		61 (100.0%)	39 (63.9%)	24 (42.9%)	25 (44.6%)	21 (37.5%)	18 (32.1%)	12 (21.4%)
バス		2 (100.0%)	1 (50.0%)	1 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
ハイヤー・ タクシー		12 (100.0%)	3 (25.0%)	0 (0.0%)	3 (25.0%)	0 (0.0%)	—	—
そ の 他		7 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合 計		82 (100.0%)	43 (52.4%)	25 (30.5%)	28 (34.1%)	21 (25.6%)	18 (22.0%)	12 (14.6%)

(注)ハイヤー・タクシーは、改善基準告示において「連続運転時間」、「最大運転時間」の定めがない。

3 令和元年から令和3年までの3年間における業種ごとの監督実施事業場数，労働基準関係法令違反事業場数及び改善基準告示違反事業場数は，次のとおりであった。

表3



4 令和3年の監督指導の事例には、次のようなものがあった。

事例1（トラック）

長時間労働のおそれのある運送会社に対する監督指導

【概要】

自動車運転者の拘束時間（始業時刻から終業時刻までの時間をいう。）が1日16時間、1か月320時間を超えるとともに、1か月の時間外・休日労働も100時間を超えていた。また、休憩時間も確保されていなかった。

【労基署の対応】

◇36協定の限度を超えて時間外・休日労働をさせてはならないことを是正勧告した。

指導事項

労働基準法第32条（労働時間）・第35条（休日）違反

長時間労働の削減

◇休憩時間が確保されていないことを是正勧告した。

指導事項

労働基準法第34条（休憩）違反

◇運転者の1日の拘束時間が16時間を超えてはならないこと、1か月の総拘束時間が320時間を超えてはならないことを是正勧告した。

指導事項

改善基準告示違反（1日の最大拘束時間、1か月の総拘束時間）

事例2（トラック）

労働時間の把握が適正に把握していないことが疑われる運送会社に対する監督指導

【概要】

A運送会社において、副業で働く自動車運転者の労働時間について、B社で労働した時間を把握しておらず、労働時間を通算していなかった。

【労基署の対応】

副業で働く自動車運転者にB社における実労働時間を報告させ、適正な労働時間把握を行うよう指導した。

指導事項

労働時間の適正な把握*

※ 労働時間の適正な把握について

平成29年1月20日策定の「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づき、使用者には労働時間を適正に把握する責務があることを示している。

5 京都運輸支局との連携状況

(1) 相互通報制度

自動車運送業に従事する自動車運転者の労働条件の改善を図るため、京都労働局と京都運輸支局が、その監督等の結果（改善基準告示違反等）を相互に通報している。

表4-1

事 項 \ 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
京都労働局から通報した件数	36	30	11	10	12
京都運輸支局から通報を受けた件数	13	12	5	6	6

(2) 合同監督・監査

自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保・改善を図るため、京都労働局と京都運輸支局が連携して、合同で監督・監査を行うことにより、効果的な指導を行っている。

表4-2

業 種 \ 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
ト ラ ッ ク	2	1	4	2	4
バ ス	1	0	0	1	0
ハイヤー・タクシー	0	0	0	0	0
合 計	3	1	4	3	4